



2022年10月25日

各 位

会 社 名 ホームポジション株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 伴野 博之
(コード番号：2999 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役総務人事本部長 青木 潤
(TEL. 03-3516-3311)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年10月25日開催の取締役会において、2022年11月22日開催予定の第33回定時株主総会において、以下のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。お知らせいたします。

記

1. 変更の目的

① 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定を設けるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する、附則を設けるものであります。

② 法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えるため、補欠の監査等委員である取締役の選任に関する規定について、変更案第18条(選任方法)第4項を新設するものであります。また、補欠の監査等委員である取締役の予選に係る決議が効力を有する期間を定めていないことから、監査等委員である取締役の任期と、補欠の監査等委員である取締役の予選に係る決議が効力を有する期間が一致しておりません。そのため、補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間を、監査等委員である取締役の任期に合わせるべく、変更案第18条(選任方法)第5項の新設をお願いするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 11 月 22 日 (火)

定款変更の効力発生日 2022 年 11 月 22 日 (火)

以 上

(別紙)

現行定款	変更案
<p data-bbox="188 338 746 405"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="167 412 746 651">第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="392 712 520 745">(新 設)</p>	<p data-bbox="1038 338 1166 371">(削 除)</p> <p data-bbox="847 669 1070 703"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="809 712 1390 813">第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="876 817 1390 987">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>4 当社は、法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p><u>5 前項の補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(附則)</p> <p><u>1. 2022年9月1日(以下「施行日」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>